平成27年5月9日 ユーカリが丘2丁目自治会

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例遵守のお願い

本年4月1日より施行されました上記条例につき、昨年も回覧でお知らせしましたが、再度確認と遵守のお願いを致します。

住民の方々から、下記の点、

本条例第13条(猫の所有者等の遵守事項)

「猫の所有者又は占有者は、その猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺の生活環境の保全上の支障を生じさせないようにするため、その猫を屋内で飼養し、 又は保管するよう努めなければならない」

この点につき、未だ守られていないというご指摘が多数出ております。

本条例の主旨は、動物たちと共生をするために動物愛護の観点から制定されていると掲げられております。

従いまして、本件の主旨をご理解いただき、住みよい環境作りにご協力賜わりますようよろしくお願い致します。

また、今回の遵守についてのお願いは、飽くまでも、**心当たりのある方が、** 誠意を持って速やかに対処して頂くことを前提としております。

従いまして、今後の経過によっては、厳しい手段を選択することもあり得る こともお含みおき下さい。何卒ご協力の程よろしくお願い致します。